

日本精神科医学会 職種認定制度とは

精神科医療に携るすべての医療従事者は、広く国民に対して、常に質の高い精神科医療を提供する責務があります。そのためには、われわれ自身が医療人としての品格を保ち、知識・技術を向上させる必要があります。日本精神科医学会の職種認定制度は、医師はもちろん医師以外の職種についても資格認定を整備することとしており、精神科医療に従事する多くの医療職の資質向上とそれらの連携強化を目指すことのできる唯一の認定制度といえるものです。

日本精神科医学会 認定栄養士

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設等（以下 保険医療機関等）に勤務する常勤の管理栄養士について、その管理栄養士の役割認識や素養を高め、各保険医療機関等に実務する管理栄養士としての総合的な見識の獲得を図ることにより、提供する医療サービスを向上させるため、技能判定および面接等を行い、期待する水準に達したものを「日本精神科医学会認定栄養士」として、その技能・見識を認証する。

【認定期間】

認定期間は5年とする（認定証に認定期間を明示）。

【更新方法】

- ・認定期間内に所定の研修会を受講する。
- ・一次審査（書類審査）及び二次審査（事例報告等）を行う。

【資格の停止・失効及び取り消し】

資格の停止・失効

- ・認定期間内（5年間）に更新のための手続きを行わなかったとき。
- ・日本精神科医学会 会員（正・準）資格を消失したとき。

取り消し

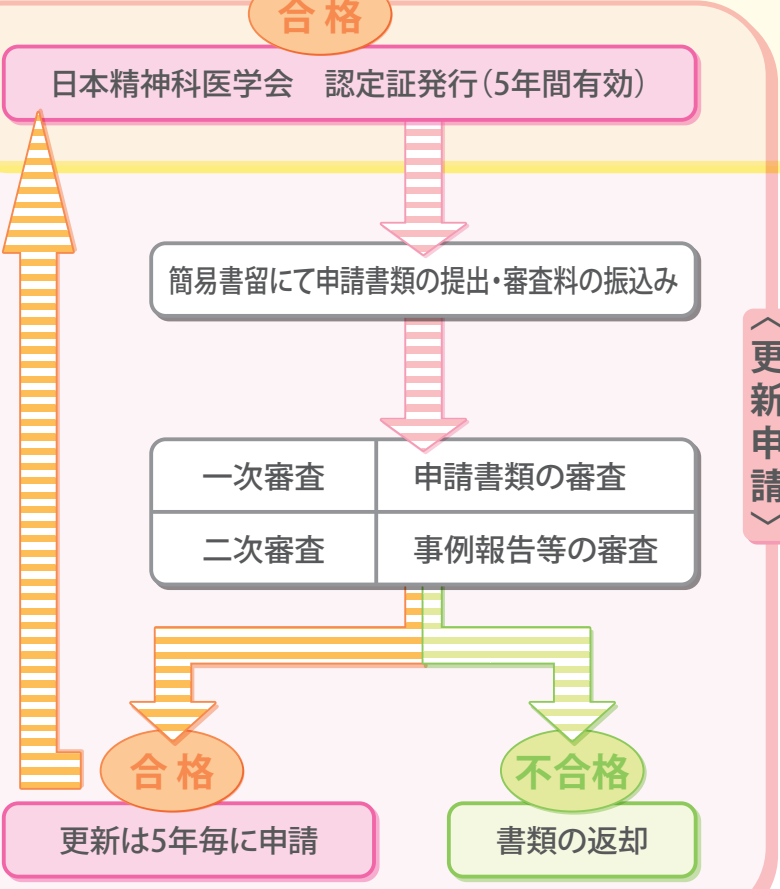
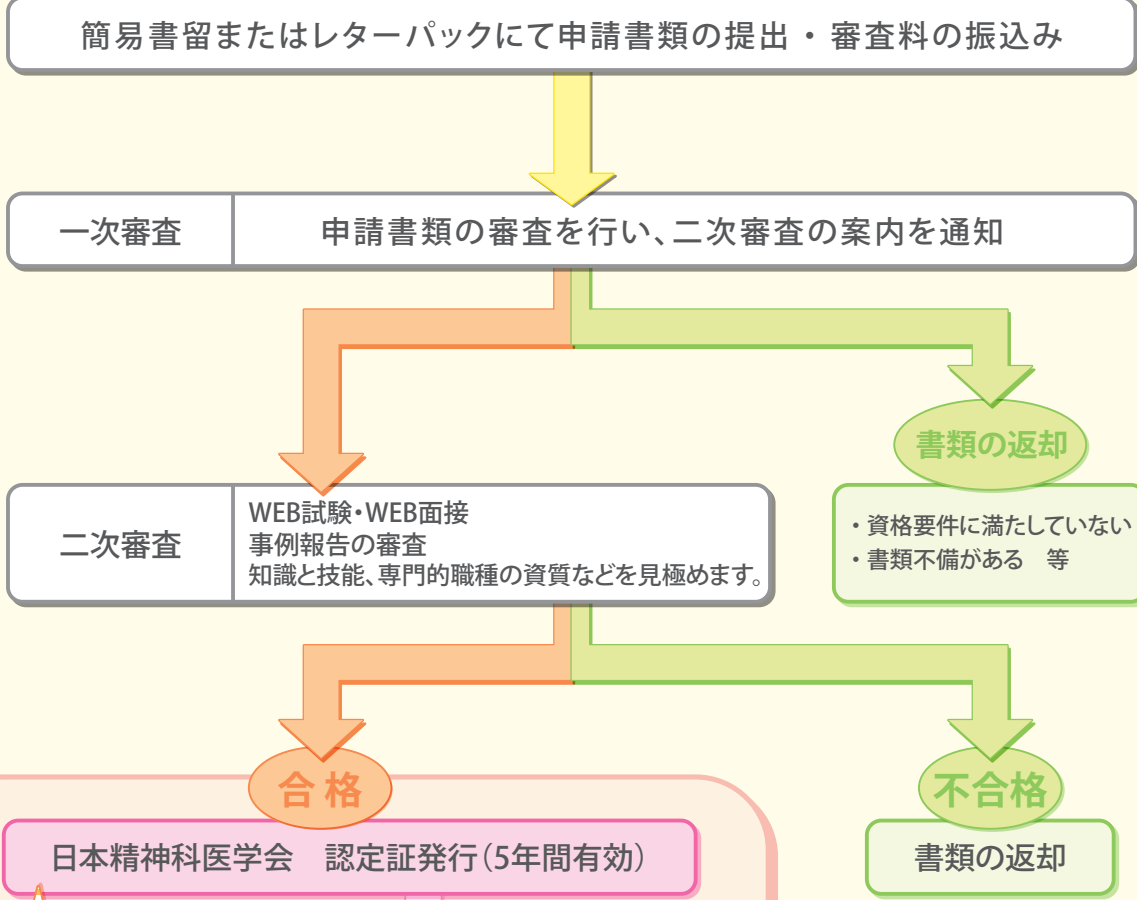
- ・日本精神科医学会認定栄養士として不適格と判断した場合。

【 個人情報 の 取り扱い 】

日本精神科医学会では、各種申込書、申請手続き等により取得した個人情報は、運営上必要な事務連絡や円滑な運営管理・統計分析のみに利用致します。なお、上記業務の一部を第三者機関に委託する場合がありますが、利用目的の範囲を超えて利用することがないよう、管理・保護を徹底致します。

認定の申請と手続きの流れ

〈新規申請〉



1 資格要件

- 1)現在、日本精神科医学会会員(正・準)^{※1}であること。
- 2)現在、保険医療機関等に勤務する常勤の管理栄養士であり、管理栄養士の臨床経験が通算5年(60ヶ月)以上あること。
- 3)日本精神科医学会 通信教育「STANDARDコース」《旧・基礎コース》を修了していること。
- 4)日本精神科医学会主催「日本精神科医学会 認定栄養士研修会」を5年以内に修了していること。

※2015(平成27)年度から通信教育のコース名称が変更になりました。

※1 日本精神科医学会(正会員と準会員について)

日本精神科病院協会の会員病院及び会員病院の併設施設に勤務している方は、日本精神科医学会「正会員」です。

上記以外の保険医療機関に勤務している方は、日本精神科医学会「準会員」としてご入会が必要です。巻末の「日本精神科医学会規則」をご参照下さい。

日精協ホームページ「日本精神科医学会」から書式をダウンロードできます。

<https://www.nisseikyo.or.jp/igakukai>

2 申請書類及び準備するもの

チェック欄	必要書類
	①新規申請書(様式1)
	②履歴書(様式2) 写真(縦4cm×横3cm)添付 * 写真は、6ヶ月以内に撮影されたものを添付してください。
	③現在勤務する保険医療機関等の管理者の申請許諾書(様式3)
	④事例報告1例
	⑤下記両方の写し (1)日本精神科医学会 通信教育「STANDARDコース」《旧・基礎コース》認定証書 (2)日本精神科医学会主催「日本精神科医学会 認定栄養士研修会」受講証書
	⑥長3封筒 1枚 (一次審査可否通知に使用) * 84円切手を貼り、封筒表に申請者の所属先住所と氏名を記入してください。

※二次審査は、WEB を用いて実施します。試験に関する詳細のご案内はメールで送信しますので、必ず使用するパソコンのメールアドレスをご記入ください。

同一アドレスで複数人の登録は出来ません。申請者1名につき、1メールアドレスをご記入ください。

<二次審査で準備するもの>

試験に使用するパソコン、インターネット環境

※二次審査は、WEB を用いて実施します。その為、パソコン・ネット環境を整えて頂きますようお願いいたします。

※マイク、カメラ機能がついているパソコンをご準備ください。

※試験に関する詳細のご案内は、メールでご連絡をいたします。

事務局より事前周知した日程にメールが到着しない場合、速やかに事務局までご連絡をお願いいたします。

※迷惑メール対策等でドメイン指定受信を設定されている場合にメールが正しく届かないことがございます。ドメイン「@nisseikyo.or.jp」、「@learno.jp」、「@zoom.us」を受信できるように指定受信設定してください。

<事例報告 テーマ>

下記の3点のテーマから1点を選び、事例報告を作成してください。

- ①新型コロナウイルス感染症等の感染症対策
- ②低栄養、肥満、摂食障害等に対する栄養管理
- ③当院(ご所属先)における栄養科の特徴的な取り組み

<事例報告の書き方>

- 1) A4 用紙 2 枚までとし、本文 1,200 以上～2,000 字以内にまとめてください。
 - 2) パソコン(Word)で作成してください(手書きは不可)。
 - 3) 事例報告書には、氏名、認定番号、施設名、文字数を記入してください。書式内の項目について作成してください。
 - 4) 作成時には、段落・句読点・誤字脱字・略称などにご注意ください。
- ※ 文末の「事例文字数」には氏名・施設名等枠内の文字は含めず、パソコンの文字カウントで「スペースを含めない」文字数を確認してください。
- ※ 字数は厳守してください。字数不足・字数オーバーの場合は、審査対象外となります。
- ※ 日精協ホームページより書式をダウンロードしてください。
(ホーム ⇒ 教育研修情報 ⇒ 職種認定制度 ⇒ 認定栄養士)
https://www.nisseikyo.or.jp/education/nintei/nintei_eiyou.php

3

申請受付期間

申請書類は下記期間内にお送りください。

2023年7月3日(月) ～ 7月31日(月) 当日消印有効

4 申請書類の送付先 / お問い合わせ先

※簡易書留またはレターパックにて下記住所へお送りください。

〒108-0023 東京都港区芝浦3-15-14

公益社団法人 日本精神科病院協会 事務局 担当者宛

TEL:03-5232-3311 FAX:03-5232-3315

Eメール:ninteieiyoushi@nisseikyo.or.jp

5 認定審査料

認定審査料15,000円

申請書類の送付から一週間以内にお振込ください。

※振込手数料は、振込人ご負担でお願いいたします。

銀行・支店	三菱UFJ銀行 本店
預金種別	普通預金
口座名義	シャ) ニホンセイシンカ ビョウイン キョウカイ 公益社団法人 日本精神科病院協会 ニンテイエイヨウシグチ 認定栄養士口
口座番号	0538267

6 認定方法

一次審査(書類審査)

申請書類を審査し、二次審査の案内を通知します。

なお下記は、書類を返却いたします。

資格要件に満たしていない、書類不備がある 等

二次審査(WEB 試験、WEB 面接、事例報告審査)

WEB 試験、WEB 面接、事例報告審査を行い、日本精神科医学会 認定栄養士として期待する水準に達しているかを審査します。

※二次審査は WEB を用いて実施します。その為、パソコン・ネット環境を整えて頂きますようお願いいたします。

※審査に関する問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

7 審査結果の通知

一次審査 書類審査を通過された方には、二次審査の案内(受験票)を通知します。

二次審査 [合格者] 合格通知後、「日本精神科医学会認定栄養士証」と認定バッジを送付します。

[不合格者] 不合格通知と共に申請書類を返却します。

※審査の合否に関する問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

8 更新要件

更新には「指定された研修会の受講」と「事例報告の提出」が必要です。

・認定期間内に下記①～③のいずれか1回以上と、④に1回以上出席し、修了証書または受講証明書を取得する。

①日本精神科医学会 学術大会

②日本精神科医学会 学術教育研修会「栄養士部門」

③日本精神科医学会 認定栄養士研修会

④全国精神科栄養士研修会(主催:全国精神科栄養士協会) ※必須

・事例報告2例を提出する。

事例のテーマは更新該当者にお知らせします。

Q&A よくあるご質問

Q1 「臨床経験5年」とはいつの時点ですか？

A1 申請書類提出時を指します。提出時には要件を満たしていなければなりません。

Q2 精神科病院以外での勤務年数を「臨床経験5年」に含められますか？

《例》精神科病院に管理者の栄養士として3年間勤務。その前の2年間は、一般企業で総合病院への病院給食を担当していた。この2年を「臨床経験5年」に含められますか？

A2 《例》の場合は臨床経験に含めることができます。

一般企業での2年間の業務は「総合病院への病院給食」なので「管理栄養士としての病院業務」と認められます。

ただし、一般事務など管理栄養士以外の業務をしていた場合は、臨床経験年数に含めることは出来ません。

※確認を希望する場合、書面（郵便、FAX、メール）で事務局宛にお問い合わせください。

Q3 現在、精神科病院に勤務していなくても申請できますか？

A3 保険医療機関等に勤務していれば、申請できます。ただし、他の資格要件もあるため、「資格要件」を併せてご参照ください。

Q4 精神科病院に「栄養士」として勤務しているときにSTANDARDコースを受講し、その後「管理栄養士」になりました。同じ病院に勤めていますが、栄養士として勤務していた期間も「臨床経験5年」に含められますか？

A4 含められません。「管理栄養士になってから5年以上」の臨床経験が必要です。

Q5 通信教育の認定証書又修了証書を紛失してしまいました。どうしたらよいですか？

A5 上記証と同じ効力のある「受講証明書」の発行が可能です。

ホームページより再発行の手続きができますので、ご覧ください。

▽日精協ホームページ 通信教育 認定証書の再発行

<http://www.nisseikyo.or.jp/education/tsuushin/tsuushin05.php>

Q6 日本精神科医学会主催「日本精神科医学会 認定栄養士研修会」を今年度受講し、修了者となった場合、今年度の申請はできますか。

A6 次年度にご申請をお願いいたします。

—

日本精神科医学会

認定栄養士 新規申請書

公益社団法人 日本精神科病院協会
日本精神科医学会
学会長 山崎 學 殿

標記につき日本精神科医学会 認定栄養士に申請します。

申請日		西暦	年	月	日
フリガナ					
申請者名		印			
所属先	フリガナ				
	法人名				
	フリガナ				
	保険医療機関名				
所属先等について		1. 日精協会員病院	会員番号[]		
		2. 日精協会員病院併設施設 (右に会員病院情報を記載)	会員番号[] 会員病院名[]		
		3. 上記以外	日本精神科医学会準会員番号[]		
所在地		〒			
TEL :		FAX :			
メールアドレス :					

※メールアドレスについて

二次審査は、WEB を用いて実施します。試験に関する詳細のご案内はメールで送信しますので、必ず使用するパソコンのメールアドレスをご記入ください。

同一アドレスで複数人の登録は出来ません。申請者1 名につき、1 メールアドレスをご記入ください。

様式2

(※日精協事務局記入欄)

—

日本精神科医学会 履歴書

フリガナ			写真を添付する (縦4cm×横3cm) 6ヶ月以内に 撮影されたもの
申請者氏名			
性別	M / F		
生年月日	西暦	年 月 日生まれ (満 才)	

管理栄養士免許取得年度：西暦 年 管理栄養士免許番号：

経歴 ※ 管理栄養士免許取得後からの職歴・役職歴などを記入してください。
 ※ 精神科またはそれ以外の診療科に従事している場合は、その旨を個別に明記してください。
 ※ 現職の就労年月は必ず記入してください。
 ※ 常勤・非常勤は該当に○をつけてください。

西暦 年 月 ~ 年 月 (通算年)	勤務施設、診療科 (役職)	(勤務地 都道府県)
	常勤 非常勤	
	常勤 非常勤	
	常勤 非常勤	
	常勤 非常勤	
	常勤 非常勤	
	常勤 非常勤	
	常勤 非常勤	

備考欄

--	--	--

—

日本精神科医学会

申請許諾書

所属保険医療機関名：

申請者氏名：

私は、上記の者の履歴を確認し、人格、学識および経験等について日本精神科医学会 職種認定制度の資格審査のための申請を許諾いたします。

西暦 年 月 日

所属保険医療機関名：

管 理 者 氏 名：

印

管 理 役 職 名：

※上記管理者とは、所属保険医療機関の施設管理者です。(例：病院長、所長、センター長)

簡易書留で送付する際、「角2サイズ」の封筒に申請書類を同封し、下記宛先表を貼るか、同様の内容を記載の上お送りください。

※レターパックを使用する場合には、下記宛先表はご使用できませんのでご注意ください。

簡易書留

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-15-14
公益社団法人日本精神科病院協会
事務局 担当者宛

認定栄養士 新規申請書 在中

差出人	住所	〒 -
	申請者氏名	

3<切り取り線

申請書類チェック

チェック欄	必要書類
	①新規申請書(様式1)
	②履歴書(様式2) 写真(縦4cm×横3cm)添付 * 写真は、6ヶ月以内に撮影されたものを添付してください。
	③現在勤務する保険医療機関等の管理者の申請許諾書(様式3)
	④事例報告1例
	⑤下記両方の写し (1)日本精神科医学会 通信教育「STANDARD コース」《旧・基礎コース》認定証書 (2)日本精神科医学会主催「日本精神科医学会 認定栄養士研修会」受講証書
	⑥長3封筒1通 * 84円切手を貼り、封筒表に申請者の所属先住所と氏名を記入してください。

日本精神科医学会規則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神科病院協会（以下「本協会」という。）の定款第53条に基づき、日本精神科医学会（以下「医学会」という。）に関して必要な規則を定めるものとする。

(構成)

第2条 医学会のもとに職種認定制度及び学術教育推進制度を置く。

2 職種認定制度に以下の委員会（以下、「分科会」という。）を置く。

(1) 精神科医師部門

イ 医師認定資格分科会

(2) コメディカル部門

イ 看護師認定資格分科会

ロ コメディカル認定資格分科会

3 学術教育推進制度に以下の委員会（以下、「分科会」という。）を置く。

イ 学術研修分科会

ロ 通信教育分科会

ハ 精神保健指定医分科会

ニ 判定医等研修分科会

4 分科会（各委員会）は、委員長及び構成員をもって構成し、当該委員会担当理事が協議して選出することとし、定款第36条に定める理事会（以下「理事会」という。）の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(学会員資格)

第3条 定款第5条に定める会員病院（以下「会員病院」という。）及び会員病院の併設施設に所属する者は、定款第49条第1項に基づき、医学会会員とすることができる。これを正会員と呼ぶ。

(1) 正会員は、年会費を免除される。

(2) 正会員は、会員病院を退職する場合、正会員資格を喪失するものとする。

2 会員病院及び会員病院の併設施設に所属する者以外にあっても、本協会の目的及び趣旨に賛同し、かつ、様式(1)(2)日本精神科医学会入会（準会員）申込書により、理事会の承認を得た者は、定款第49条第2項に基づき、医学会会員とすることができる。これを準会員と呼ぶ。

(1) 準会員は、理事会の定める年会費を納入するものとする。

(2) 理事会の定める年会費は、医師 12,000 円、医師以外 8,000 円とする。

(3) 準会員は、理事会の定める年会費を納入することにより、その年度に開催

される職種認定制度（精神科臨床専門医・認知症臨床専門医・認定看護師・認定栄養士・認知症認定看護師・認定精神科医療安全士）の資格認定受験ならびに資格認定、その他医学会の目的達成に必要な事業に参加することができる。

- (4) 第1項に定める年会費の納入が、その当該事業年度内に行われない場合は退会希望とみなし、その会員資格を喪失するものとする。
 - (5) 準会員が退会を希望する場合は、様式(3)日本精神科医学会退会届により、任意にいつでも退会することができる。また、理事会において会員資格維持が困難と判断された場合においては、その会員資格を喪失するものとする。
- 3 所属医療機関に変更があった場合は、様式(4)日本精神科医学会会員所属医療機関異動届により、正会員・準会員ともに、速やかに医学会へ届け出ることとする。

(学術集会)

第4条 医学会は、定款第50条第1項に基づき、毎年1回の日本精神科医学会学術大会（以下「大会」という）を開催する。

(大会の目的)

第5条 大会は、医学会員が一堂に会し、日頃の研鑽の結果の研究や意見、その他臨床に密接な事柄について発表する学際的な多種職による臨床学術会議である。

(大会の開催)

- 第6条** 大会の開催担当は各地区単位で行い、相互に連携し協力することとする。
- 2 開催担当地区は原則として次の順とする。
 - 1) 近畿、2) 関東、3) 東海、4) 九州、5) 東北、6) 中国・四国、7) 北信越、8) 北海道
 - 3 期間は2日間とし、規模については開催担当地区に一任する。発表形式及び発表方法については、医学会の担当分科会と事前に協議することとする。
 - 4 地区会議を開催し、主担当支部を選出する。選出された主担当支部に大会事務局をおく。
 - 5 大会長は開催担当地区より1名を定める。
 - 6 本協会は、大会の規模にかかわらず大会準備金を設ける。

(大会表彰)

第7条 優れた演題発表に対しては、医学会の選考委員会により選考基準に則し審査を行い、該当したものを学会長賞及び奨励賞として表彰する。

(大会記録集の発行)

第8条 定款第50条に定める事業遂行のため、大会開催後1年以内に本協会雑誌「日精協雑誌」別冊として大会記録集を発行する。

(職種認定制度)

第9条 医学会正会員または準会員の技能判定及び面接を行い、その技能・見識を審査し、期待する水準に達したものを「職種認定制度資格」として認定するものである。

2 職種認定制度は、それぞれに認定期間が設けられており、その期間内に各認定分科会が定めるところの更新規定内容を取得し、更新申請の手続きが必要である。

3 正会員である職種認定資格者が、認定資格を取得した時点で所属していた会員病院を退職する場合、その時点で原則として認定資格を喪失するものとする。ただし、当該事業年度内に他の会員病院への再就職、または準会員に移行承認された者においてはその限りでない。

4 その他、認定資格は次に挙げる場合は認定資格を喪失するものとする。

(1) 認定期間内に、更新のための手続きを行わなかったとき

(2) 認定資格者として不適格と判断されたとき

(3) 医学会会員資格を喪失したとき

附 則

1 この規程は平成24年6月1日から施行する。

2 この規程の一部改正は平成24年9月6日から施行する。

3 この規程の一部改正は平成24年11月1日から施行する。

4 この規程の一部改正は平成28年4月1日から施行する。

5 この規程の一部改正は令和元年5月16日から施行する。

6 この規程の一部改正は令和3年9月2日から施行する。

日本精神科医学会

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-15-14
公益社団法人 日本精神科病院協会 事務局内
電話 : 03 (5232) 3311 (代) FAX : 03 (5232) 3315
E-mail : ninteieiyoushi@nisseikyo.or.jp
2023.04.01